

# 令和7年第3回土幌町議会定例会（第3号）

令和7年9月11日（木曜日）午後2時50分開会

## ○議事日程

- 日程番号 1 会議録署名議員の指名  
日程番号 2 行政報告  
日程番号 3 認定第1号 令和6年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号 4 認定第2号 令和6年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号 5 認定第3号 令和6年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号 6 認定第4号 令和6年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号 7 認定第5号 令和6年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号 8 認定第6号 令和6年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号 9 認定第7号 令和6年度土幌町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号 10 認定第8号 令和6年度土幌町下水道事業会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号 11 会議案第4号 議員派遣の件  
日程番号 12 意見書案第8号 国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書  
日程番号 13 閉会中継続調査申出書

## ○出席議員（12名）

1番 中村 貢	2番 森本 真隆	3番 山中 明裕	5番 矢坂 賢哉
6番 牧野 圭司	7番 大西 米明	8番 西山 伸宏	9番 伊藤 健蔵
10番 成田 哲也	11番 曽我 弘美	12番 秋間 紘一	13番 河口 和吉

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	寺田 和也		

○町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 優生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	角田 淳二	保健福祉課長	佐藤 廉岩
産業振興課長	吉川 和美	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	病院事務長	増田 達也
特老施設長	福田 剛大	幼児教育課長	郷原 敏宏
消防課長	仙石 譲		

○教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	杉山みちる

○農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	藤内 和三	係長	戸水 祐也
------	-------	----	-------

(開会 午後2時50分)

○開会宣言

○河口議長

ただいまの出席議員は12名であります。

○開議宣言

○河口議長

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○日程第1 会議録署名議員の指名

○河口議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、5番、矢坂賢哉議員及び6番、牧野圭司議員を指名します。

○日程第2 行政報告

○河口議長

日程第2、行政報告を行います。

ここで町長より追加報告の申し出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。

○高木町長

令和7年9月9日に発生しました交通死亡事故についてご報告申し上げます。

9月9日午前9時50分ごろ上音更西3線40号交差点において、大型トレーラーとワンボックスカーが衝突し、双方の運転手を含む4人が帶広市内の病院に搬送され、ワンボックスカーに同乗していた高齢の男女2人の尊い命が失われました。

事故の詳しい状況、原因につきましては、現在警察で捜査中ですが、交通事故は一瞬の出来事で尊い命を失い、多くの人に深い悲しみを与えることとなるものであり、これから収穫の最盛期を迎える交通事故防止に向け、交通安全関係機関と協力し、町民の安全意識の啓発に一層努めていかなければならぬものと再認識するところであります。

以上、町内で発生しました交通死亡事故に関する報告とさせていただきます。

○日程第3 認定第1号 令和6年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)

○日程第4 認定第2号 令和6年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)

○日程第5 認定第3号 令和6年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)

○日程第6 認定第4号 令和6年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)

○日程第7 認定第5号 令和6年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)

○日程第8 認定第6号 令和6年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)

○日程第9 認定第7号 令和6年度土幌町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)

○日程第10 認定第8号 令和6年度土幌町下水道事業会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)

○河口議長

日程第3、認定第1号から日程第10、認定第8号までの8件を一括議題といたします。

議題としている8件については、決算審査特別委員会に付託しており、その審査報告書が提出されていますので、委員長からの報告を求めます。決算審査特別委員長登壇願います。

○中村決算審査特別委員長

令和7年9月11日、土幌町議会議長、河口和吉様。決算審査特別委員会委員長、中村貢。

決算審査特別委員会審査報告書。

認定第1号 令和6年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定、認定第2号 令和6年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第3号 令和6年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第4号 令和6年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第5号 令和6年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第6号 令和6年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定、認定第7号 令和6年度土幌町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定、認定第8号 令和6年度土幌町下水道事業会計歳入歳出決算認定。

委員会は、上記議案を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記、認定第1号 認定すべきものと決定。認定第2号 認定すべきものと決定。認定第3号 認定すべきものと決定。認定第4号 認定すべきものと決定。認定第5号 認定すべきものと決定。認定第6号 認定すべきものと決定。認定第7号 認定すべきものと決定。認定第8号 認定すべきものと決定。

決算審査特別委員会に付託された決算審査の経過と結果について補足説明を申し上げます。

去る9月9日に開かれた第3回定期例会において本委員会へ付託され、9月11日まで決算審査特別委員会を開催し、理事者の説明後に審査に入り、質疑、討論を経て、お手元に配付の報告書のとおり結論を得た次第です。

議長及び議会選出監査委員を除く議員をもって構成する決算審査特別委員会でありますので、審査の詳細報告は省略させていただきます。

採決の結果、付託を受けた各会計とも原案のとおり認定するものと決定しました。

○河口議長

ただいま報告の議件については、決算審査特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○河口議長

異議なしと認めます。

これから討論を行います。ありませんか。

(なし)

○河口議長

討論なしと認め、これから認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決します。

本件に対する決算審査特別委員会審査報告は認定すべきとするものであります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8件について、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午後2時57分 休憩

午後3時01分 再開

◎日程第11 会議案第4号 議員派遣の件

○河口議長

日程第11、会議案第4号「議員派遣の件」を議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

◎日程第12 意見書案第8号 国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書

○河口議長

日程第12、意見書案第8号「国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書」を議題とします。

なお、意見書案第8号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○河口議長

異議なしと認めます。

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

○河口議長

討論なしと認め、これから意見書案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 閉会中継続調査申出書

○河口議長

日程第13、閉会中継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査申出がござります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○河口議長

以上で本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたします。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

○河口議長

異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。令和7年第3回士幌町議会定例会を閉会します。

(閉会 午後3時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　年　月　日

議　　長

署名議員

署名議員